

富岡市立図書館における公衆無線LAN運用方針

令和4年4月1日

富岡市立図書館における公衆無線LAN利用規約の第2条に基づき、富岡市立図書館における利用時間等の運用方法を次のとおり定める。

なお、公衆無線LANは、俗称として「TomioKa Free Wi-Fi」と表記することとする。

1 利用場所

富岡市立図書館内

2 その他

ブラウザ認証機能を使用しています。ご利用の際にはメールアドレスの登録、または、SNSでのログインが必要です。